

大田原市内部統制基本方針

大田原市は、効率的かつ効果的な行政運営や健全な財政運営を行い、市民から信頼される市政運営を行っていくため、地方自治法第150条第2項の規定に基づき、次のとおり内部統制に関する方針を定めます。

1 内部統制の目的及び取組内容

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

最少の経費で最大の効果を挙げるため、絶えず業務の改善に努めるとともに、業務上におけるリスクの把握、分析、対応策の検討及びその整備並びに運用状況の評価を組織的に取り組みます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

予算、決算等の財務に関する情報の信頼性を確保するため、適正な手続により、関係書類の作成や情報の適切な保存及び管理に努めます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが業務に関する法令等を理解し業務を遂行するとともに、法令遵守の意識の醸成やチェック体制づくりに取り組みます。

(4) 資産の保全

市が保有する財産や現金等の資産の現状把握と取得、管理、活用、処分等における適正な手続及び運用による資産の保全に取り組みます。

(5) 業務に係る情報、文書の保存及び管理の徹底

個人情報を含めた業務執行に係る情報及び文書について、法令等に従い、適切に保存及び管理し、漏えい、改ざん等の防止に取り組みます。

2 内部統制の対象事務

財務会計に関する事務

3 内部統制の有効性を確保するための取組

(1) 内部統制を活用した業務の改善

各課等における業務上のリスクの洗い出し、分析、評価及び対応策の検討のほか、業務手順等の見直しなど、内部統制を活用して業務の改善を図ります。

(2) 内部統制の透明性の確保

内部統制の整備及び運用の状況を毎年度評価し、市議会への報告及びホームページ等により市民に公表し、内部統制の透明性を確保します。

(3) 監査委員との連携

監査委員との情報共有、意見交換等を行い、効果的な内部統制の運用に努めます。

(4) 内部統制の見直し

内部統制の整備及び運用に係る評価結果等を踏まえ、必要な見直しを行い、さらなる有効性を確保します。

令和6年3月31日

大田原市長 相馬憲一